

公益社団法人日本網膜色素変性症協会 役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の役員の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。

（報酬の支給）

第3条 この法人の役員は、定款第26条に定めるとおり無報酬とする。

（公表）

第4条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（役員の報酬等及び費用に関する規程の廃止）

2 役員の報酬等及び費用に関する規程は廃止する。